

令和5年度

# 要 望 書

一 関 市

当市では、総合計画後期基本計画の3年目を迎え、目指す将来像である「みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝くいちのせき」の実現に向け、SDGsの理念を踏まえ、各種施策を着実に推し進めております。

このような中、当市は、人口減少・少子化・高齢化が進行する現状にあり、今後とも地域を維持するためには、人口減少によるダメージを少なくし、地域の活力を高めていく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症対策が大きな転換期を迎えた一方、全国的な物価高騰の波は市民生活に重大な影響を及ぼしており、引き続き、市民の生活支援や地域経済の活性化に向けた取組を進めていく必要があります。

さらには、これからの自治体には、産業の振興はもとより、保健、福祉、医療、教育等の幅広い分野の充実に加え、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、市民の利便性の向上と庁内業務の効率化を図っていくことが求められております。

当市は、これらの課題に対応するため、広域的な視点で近隣自治体との連携を強めていくとともに、市民との協働をより一層推進しながら、地域課題の解決に努めてまいります。

ついては、本要望書に掲げた事項について、積極的なご支援、ご協力を賜りますようお願いします。

令和5年8月3日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

一 関 市 長 佐 藤 善 仁

一関市議会議長 勝 浦 伸 行

# 目次

## 重点要望

- 1 国際リニアコライダー（ILC）の実現について ..... 1
- 2 道路等の整備及び治水対策の促進について ..... 3

## 一般要望

- 1 地域医療体制等の充実について ..... 13
- 2 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について ..... 19
- 3 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について ..... 28
- 4 水道施設整備と生活用水確保への財政支援について ..... 31
- 5 流域下水道維持管理負担金の見直しについて ..... 33
- 6 地デジ県内放送の難視聴対策について ..... 34
- 7 持続可能な農林業への支援について ..... 36
- 8 事業の円滑化ときめ細かな財政支援について ..... 41



平泉町との連携要望項目には、このマークを記載しています。

## 重点要望 1



# 国際リニアコライダー（ILC）の実現について

ILCの誘致に関して、世界の素粒子物理学研究者コミュニティは、平成16（2004）年から国際チームによるILC技術開発を進め、平成25（2013）年には北上山地を世界唯一の建設候補地に選定したところではありますが、未だ実現には至っておりません。

令和3年度に行われた文部科学省による第2期有識者会議では、ILC準備研究所段階への移行は「時期尚早」との見解が示されたものの、素粒子物理学及びその基盤となる加速器科学の分野は、日本が世界的に高いプレゼンスを有する基礎科学分野であり、今後とも世界をリードする研究成果を創出し、本分野を振興していくことが期待されると評価されたところでもあります。

ILCの建設が実現すれば、世界最先端の研究を行う人材が定着し、高度な技術力に基づくものづくり産業を更に成長発展させ、日本再興に大きく寄与するばかりではなく、国際的なイノベーション拠点の形成等が進み、世界に開かれた地方創生の実現が期待されます。

については、ILCの東北での早期実現に向けて、次の事項について国に働きかけるよう要望します。

### 記

- (1) ILCの建設を国家プロジェクトとして位置づけ、関係省庁横断による連携を強化すること

(2) 日本政府が主導し、研究への参加、資金の分担、推進組織体制等に関する国際調整を進め、ILCの早期実現を図ること





③ 高梨交差点から一関大橋北交差点までの交通事故対策事業の早期完成



国道4号：大槻交差点以北の4車線拡幅整備



国道4号：高梨交差点以南の4車線拡幅整備

---

## (2) 一関遊水地事業と一体となった磐井川堤防（JR磐井川橋梁）の早期完成について

---

近年、短時間強雨の発生が増加や台風の大型化等により、全国各地で水害や土砂災害が発生し、尊い人命や社会経済への甚大な被害が生じております。また、すでに地球温暖化の影響が顕在化していると考えられ、今後、さらに気候変動の影響による水災害の頻発化や激甚化が予測されております。

一方、頻発化・激甚化する水災害に対応するため、国では流域治水の実践及び防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による河川堤防の整備や強化等が実施され、必要とされる治水対策が鋭意進められているところです。

このように河川堤防の整備が進められている中で、高さ等が不足したまま取り残されている鉄道橋梁が全国的に散見され、大雨の際には、流木等を含む洪水流によって、鉄道橋梁の傾斜や流出、橋脚の倒壊などによる被害が全国で相次いで発生しております。

しかし、河川堤防の整備と合わせて架け替えが必要となることは認識されているものの、その費用が多額であることなどから、架け替え事業の進捗が見られず、治水安全度の向上に大きな影響を及ぼしているのが現実であります。

もとより、このような鉄道橋梁は施工年次が古く、現行の河川管理施設等構造令に合致していないため、架け替えが急務であることも

事実であります。

よって、流域治水の実践及びさらなる推進に必要とされる河川堤防の整備に合わせた水災害対策に早急に取り組むよう、次の事項について国に働きかけるよう要望します。

#### 記

- ① 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策終了後も継続的かつ安定的な治水関係予算の確保とあわせて、高さが不足している鉄道橋梁について、河川堤防の整備と合わせた架け替え事業の推進が図られるよう次期国土強靱化計画に明記すること
- ② J R河川橋梁の緊急調査結果等を踏まえ、鉄道橋梁の架け替えを含めた必要な対策や事業費を負担する新たな枠組みの創設などについて、河川管理者・鉄道事業者等関係者の連携・協力のもと速やかに推進すること
- ③ 一関市内においても、堤防整備が進む<sup>いわいがわ</sup>磐井川堤防区間では、堤防よりも高さが低く、一関遊水地事業計画の中で唯一残されているJ R東北本線磐井川橋梁が渡河していることから、同橋梁の早期架け替えに着手すること



J R 磐井川橋梁 (航空写真)



線路で遮られた磐井川堤防の管理用道路

---

### (3) 国道 343 号新笹ノ田トンネルの整備について

---

国道 343 号は、内陸と重点港湾である大船渡港を結ぶ物流ルートであるとともに、内陸と沿岸の観光拠点を結ぶ広域観光ルートとして重要な路線であります。陸前高田市と一関市の境にある笹ノ田峠は、幅員狭小や急峻な山地を越えなければならない地理的条件から交通の難所となっております。

過去には、土砂災害による長期間の車両通行止めが発生し、交通に多大な支障をきたしました。冬期の積雪・路面凍結時においては、車両の通行が困難となることから、国道 284 号へ大きく迂回するなど、内陸と沿岸を繋ぐ路線としての機能が十分に発揮されておられません。

県では交通の安全確保と物流、観光ルート及び災害時の緊急輸送道路として、国道 343 号新<sup>ささの</sup>笹ノ田<sup>だ</sup>トンネルの整備は急務であり、着実な進展が必要であることをご理解いただき、新たに「国道 343 号<sup>ささの</sup>笹ノ田<sup>だ</sup>地区技術課題等検討協議会」を設置し、<sup>ささの</sup>笹ノ田<sup>だ</sup>地区の現道の課題について、対策の必要性、効果及び技術的課題等の検討を進めることとしており、今後の展開について、沿線自治体、住民ともに大いに期待しているところであります。

については、同協議会において、<sup>ささの</sup>笹ノ田<sup>だ</sup>地区の整備に関する諸課題やその解決策について、着実に調査検討を進めていただき、国道 343 号新<sup>ささの</sup>笹ノ田<sup>だ</sup>トンネルの整備が早期に事業化されるよう要望します。

## (4) 広域連携に資する幹線道路網の整備について



まちづくり等を効果的に進めるためには、一つの自治体で施策を実施するよりも、関係する自治体と協力、連携しながら進めることにより、大きな成果を得ることが可能となります。

当市では、同じ通勤エリア、医療圏、文化圏などを共有する近隣自治体との協力、連携が重要であるとの認識のもと、平泉町、宮城県栗原市、登米市と連携し、課題解決に取り組んでいるところであります。

また、陸前高田市や宮城県気仙沼市などの隣接する地域との地域間交流、交流人口の拡大による相互交流の活発な圏域づくりを目指すため、隣接市町と協調した、県境付近にも繋がる広域的ネットワーク機能を果たす幹線道路網の計画的な整備が求められております。

近年、国内各地において、気候変動による豪雨や水害などが頻発しており、その被害は以前にも増して甚大となっていることから、非常時において、隣接する自治体間を結び、輸送路・避難路として安定して機能する幹線道路網の整備は急務であります。

については、県際連携や安全安心で激甚な災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。

### 記

- ① 国道 284 号から三陸沿岸道路へ円滑に直結する道路の整備に向けた宮城県への働きかけ
- ② (仮称) 栗原北上線の県道昇格

- ③ 国道 284 号の室根町高沢地内の主要地方道本吉室根線との交差点の右折レーン設置
- ④ 主要地方道本吉室根線津谷川本宿地区の整備促進
- ⑤ 国道 342 号花泉バイパス以南から宮城県境までの早期整備  
(整備済みの白崖地区を除く)
- ⑥ 国道 456 号宮城県境付近のトンネル化の早期実現

---

## (5) 幹線道路網の整備及び一級河川の整備促進について

---

当市は、宮城県、秋田県、三陸沿岸への交通の要衝となっており、この広域的な地域の観光交流人口の増加や、物流ルートとしての機能強化を図るためには、各地域を結ぶ幹線道路網の整備が喫緊の課題であります。

また、一関遊水地や宮城県境までの狭隘地区など、国が治水対策を進めておりますが、地域の治水安全度の向上を図るためにも、県管理河川区間における整備を併せて推進することが重要であります。

については、隣接市町村とのネットワーク機能の確保、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。

### 記

#### ① 幹線道路網の整備

- (ア) 主要地方道一関大東線東山町柴宿から大東町<sup>ながれや</sup>流矢までの抜本的な改良整備
- (イ) 主要地方道一関北上線都市計画道路山目駅前<sup>やまのめえきまえつりやません</sup>釣山線の事業完了区間以北の早期事業化
- (ウ) 主要地方道弥栄金成線弥栄地区から金沢地区までの抜本的な改良整備
- (エ) 一般県道折壁大原線
  - ・ 大原<sup>はらいがわ</sup>弘川地区から上川原<sup>かみかわら</sup>地区までの改良整備
  - ・ 国道 284 号から室根高原牧場間の未改良区間の改良整備

② 国土交通省直轄事業と連携した一級河川の整備促進

(ア) 黄<sup>きのみ</sup>海川堤防の改修

(イ) 滝沢川排水機場の整備

## 一般要望 1

### 地域医療体制等の充実について

#### (1) 県立病院医療体制の充実について



県立磐井、千厩、大東、南光の各病院は、地域医療の中心的役割を担っておりますが、医師不足が深刻化しており、地域住民の生命と健康を守る上で適正な医療の確保が著しく困難な状況にあります。

特に救急科、麻酔科、産婦人科など24時間対応が求められる診療科において、適切な救急医療体制を構築するためには、さらなる増員を含めた対応が求められております。

については、県立病院医療体制の充実のため次の事項について要望します。

#### 記

##### ① 県立病院の医療体制の充実

- (ア) 医師の働き方改革に対応しつつ、地域で求められている役割を果たすことができるよう体制を充実させること

(イ) 常勤医師等の配置・増員

病院名	常勤医師の配置が必要な診療科	常勤医師等の増員が必要な診療科
磐井病院	血管内治療医	産婦人科医、救急科医、麻酔科医、呼吸器内科医、助産師
千厩病院	整形外科医、脳神経内科医	総合診療外科医、総合診療内科医、消化器内科医
大東病院	脳神経内科医、整形外科医	内科医
南光病院	児童青年精神科医	精神科医（特にも中堅医師、精神保健指定医）、公認心理師、医療社会事業士（精神保健福祉士）

---

## (2) 奨学金養成医師の適正な配置について

---

平成20年度に拡充した奨学金制度による養成医師の県内医療機関への配置が平成28年度から始められ、当圏域には13人の医師が配置されました。しかしながら、当圏域における常勤医師の数は依然として不足しており、また当圏域内でも東西地域で医師の偏在があります。

今後におきましても、県内における深刻な医師不足の解消と、地域及び診療科による医師の偏在の解消が不可欠であります。

特にも、当圏域は、宮城県北地域と通院、通学等において、同じ日常生活圏にあり、県際地域に生活する住民が最善かつ適切な医療を受けられるよう、実態に即した医療体制を構築することが重要となっております。

については、奨学金制度による養成医師の配置について、次の事項について要望します。

### 記

- ① 地域及び診療科による医師の偏在の解消を図ること
- ② 公的基幹病院はもとより、その他の公的医療機関へ継続的に必要医師数を配置すること

---

### (3) 医師の働き方改革を踏まえた地域医療及び救急医療提供体制の確保について

---



少子高齢化が進展し、医療資源の地域偏在も顕著な状況の中、将来にわたって安心して子育てができ、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域医療体制を維持していくことが課題となっております。

医師の偏在が解消されないまま、令和6年4月から医師の働き方改革が実施された場合、救急医療や周産期医療の提供が困難になるなど地域医療提供体制がさらなる縮小となることが懸念されるところであります。

また、当圏域は、宮城県北地域と日常生活圏を同じくしており、県境を越えた医療体制の構築が求められております。

地域医療に求められる役割は増々重要になっている一方、地域医療を取り巻く状況は厳しさを増しておりますことから、令和5年度に策定される次期岩手県保健医療計画において、地域医療が抱える課題解決に向けた方針が示されるよう期待するところです。

このような厳しい状況の中、令和5年2月から岩手県小児救急医療電話相談事業（#8000）の受付終了時間を「午後11時まで」を「翌朝まで」に延長していただいたことは、地域住民の安心と小児救急医療体制の負担軽減につながるものであります。今後とも適正受診の

啓発の推進と救急医療の電話相談事業等の取組が拡充されることを期待しております。

については、医師の働き方改革に対応し、地域医療提供体制を維持していくため、特段の措置を講じるよう次の事項について要望します。

#### 記

- ① 県境を越えた医療体制を構築するため、宮城県と医療体制の連携について協議すること
- ② 医療人材の確保、定着に向けた施策のさらなる充実、特に周産期医療体制構築のための助産師に対する支援や人材の確保を行うこと
- ③ 次期岩手県保健医療計画の策定に当たり、医師不足などを踏まえた医師の働き方改革への対応、地域の実情に応じた救急医療機関の果たすべき役割、かかりつけ医機能や在宅医療との連携などについて、地域医療の改善となるよう検討すること
- ④ 地域における救急医療体制を補完するために、住民が急な病気などの際に救急車を呼ぶべきか相談できる「救急安心センター事業（#7119）」について、県内全域を対象として実施すること

## (4) 新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施について



令和5年度のワクチン接種については、引き続き予防接種法上の特例臨時接種として位置づけられましたが、突如、国庫補助金の上限額が設定されたため、これまで構築してきた接種体制を見直さなければならぬ状況にあり、現場に混乱が生じております。

また、ワクチン接種について、報道による情報が先行し、国からの正式な通知に遅れが生じることや、接種を実施するために必要な国の要綱や市民への情報提供資材等が事前に提供されないまま、接種開始日をむかえる事態が常態化していることから、現場に混乱が生じております。

については、新型コロナウイルスワクチン接種を円滑に実施するため、次の事項について国に働きかけるよう要望します。

### 記

- ① 新型コロナウイルスワクチン接種事業の継続にあたっては、市町村に財政負担が生じないよう国庫補助金の上限額を撤廃し、引き続き全額国費による財政措置を講じること
- ② 市町村が住民へのワクチン接種を安全かつ確実に進めるため、ワクチンの供給スケジュールや接種対象者等、体制整備に必要な情報を正式な通知をもって具体的かつ早期に明示すること

## 一般要望 2

### まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について

#### (1) 広域での公民連携の推進について

人口減少が加速していく中、多様化する地域の課題に行政だけで対応していくことは困難な状況であり、当市においても、企業や金融機関などの多様な主体との連携を進めております。

全国では、企業、金融機関、地方公共団体等において公民連携の地域プラットフォームを形成し、PPP/PFI事業のノウハウの習得や公民連携による事業形成能力等の向上を図り、具体的な事業形成につなげていく事例もあります。

この取組は、自治体単独で進めるより、広域的な範囲で多種多様な主体が参画することにより、異業種間のネットワークの形成や、公民連携を推進していく人材の育成に寄与することから、より効果的な事業形成やマッチングの機会の増加につながるものと考えられます。

東北エリアにおいても、青森県、秋田県、宮城県において、県と市町村が構成員になっている広域での地域プラットフォームが形成されております。

については、県全体で一体的に公民連携の取組を推進していくため、次の事項について要望します。

## 記

- ① 国の地域プラットフォーム形成支援事業を活用し、岩手県を代表者とした、地域の事業者、県内の自治体等が参画する地域プラットフォームの形成を進めること
- ② 県で進める地域プラットフォームは、プラットフォーム形成後も、国からの支援を受け、実効性のあるプラットフォームとしていくため、PPP／PFI地域プラットフォームの協定制度を国と締結できる形とすること

---

## (2) I T 関連企業等の非製造業を対象とした支援制度及び 均衡ある働く場の確保について

---

岩手県は、広大な面積の大部分が条件不利地域（中山間地域）であり、北上川流域の平坦地を中心として主に製造業の企業誘致が進められてきた経緯があります。

当市が目指している「100 億円を売り上げる企業を 1 社誘致するだけでなく、1 億円を売り上げる企業を 100 社誘致する」は、仕事の種類や働き方の多様性だけでなく、住まいに近いところに働く場を創出することで、女性や若者の地元定着と人口減少対策を図ろうとするものです。特に I T 関連企業等の非製造業は市内どこでも事業を行うことができ、これは当市に限ったことではなく岩手県全域への展開も可能であります。

また、平成の市町村合併によって誕生した広域な自治体においては、同一自治体内において、旧市町村の区域で過疎法の固定資産税免除の適用を受ける区域と適用外の区域が混在している自治体もあります。

過疎法の固定資産税免除の適用は、過疎地域における設備投資を促すための国策として実施しているものであり、そのような観点から岩手県としても、自治体単位の支援区分に加え、均衡ある働く場の確保のため自治体内の区域（過疎法の適用区域）ごとの支援制度の見

直しが必要と考えます。

については、I T 関連企業等の非製造業を対象とした支援制度及び  
均衡ある働く場の確保のため、次の事項について要望します。

#### 記

- ① I T 関連企業等の非製造業の誘致を進めるため、非製造業を  
対象とした支援制度を創設すること
- ② 県の企業立地促進奨励事業費補助金において、一関市は工場等  
の新設のみが対象となっているが、過疎法の固定資産税免除の適  
用を受ける旧花泉町、旧大東町、旧千厩町、旧東山町、旧室根村、  
旧川崎村及び旧藤沢町については、工場等の新設に加えて増設の  
場合も対象とすること

---

### (3) U・Iターン者など地域外からのIT技術者の確保について

---

情報関連産業は、DX等の加速によって重要性が増しており、全国的に誘致活動が行われております。

地方においては、人口減少や少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少で人材不足が進み、今後、地元企業の経営存続も危惧されており、地元企業は人材不足に対応し、また、強固な経営基盤の確立に向け、持続的、発展的なイノベーションを創出するため、Society5.0、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する必要があります。

しかしながら、当市ではSociety5.0、DXの推進に大きな役割を果たすIT関連企業等の立地が少ない状況であります。

また、IT関連企業の誘致にあたっては、地域でのIT技術者の人材確保が必要であり、当市では小学生・中学生・高校生を対象とした若いうちからの育成を進めているところでありますが、企業にとって即戦力となるU・Iターン者などの地域外からの人材の確保が必要となります。

については、IT関連企業や地域企業のDXを推進するためU・Iターン者などの専門技術者の雇用を促進するために必要な事業を実施するよう要望します。

---

#### (4) 結婚活動支援について

---

当市では、人口減少を少しでも緩やかにするため、結婚活動支援に取り組んでおり、結婚を希望する独身男女の出会いの場の提供（市内イベントや宮城県を含む近隣4市町合同イベント）や縁結び支援員（ボランティア）による出会いの仲介支援や支援窓口設置による相談に対応しております。

また、企業・団体等が実施する独身男女の出会いの機会を提供する事業に対する補助やいきいき岩手サポートセンターの会員登録料補助、新婚世帯に対する経済的負担の軽減を図るための家賃等補助の支援も行っております。

県においては、いきいき岩手サポートセンターを設置し、マッチングシステムを導入した会員制による出会い仲介支援を県内広域で行っておりますが、当市が行った結婚を希望する独身者を対象としたアンケートでは、結婚活動支援のなかで、近隣自治体との広域的な婚活イベントの開催を求める意見が多いことから、さらなる出会いの機会の創出と結婚活動支援の充実を図る必要があると考えます。

については、県内全域もしくは振興局の範囲を対象とした広域的な婚活イベントの開催を要望します。

---

## (5) 中学校地域部活動に向けての補助金制度創設について

---

当市では、生徒数減少の現状や学校規模の縮小に伴い顧問教員数が足りなくなる中で、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築し、持続可能な部活動の体制を整備することが急務となっております。

そこで、市内中学校長や体育協会等との協議・説明を経て、地域部活動の要綱を策定するとともに、部活動指導が可能な実施団体と協議し、昨年度2団体で地域部活動が発足しました。今年度は、平日と休日を地域部活動として行う全日型が3団体、平日の勤務時間外と休日に地域部活動を行う休日型が22団体とさらに移行が広がり、そのニーズが拡大しております。

この地域部活動を運営する際に、地域部活動は基本的に学校とは別の団体であることから、指導者への謝金など、その活動には運営のための財源が必要となります。文部科学省の通知によれば、費用負担は「受益者負担の観点から保護者が負担」することを想定しております。しかし、この制度の提案が国からなされ、現実に持続可能なものとしていくためには、幾分かの公的援助の誘導が不可欠であります。

地域部活動制度は、教員の働き方改革を目指し考えられたものですが、これらを推進拡大することは地域人材活用につながり、教員の負担軽減に大きく資するものであります。

については、地域部活動推進のためにも、県独自の施策として、地域

部活動補助金制度を創設し、市町村とともに各地域部活動への具体的支援を開始することを要望します。

---

## (6) 国道 343 号渋民バイパスの「道の駅」整備について

---

令和 3 年 3 月に開通した国道 343 号渋民バイパスは、復興支援道路のリーディング工区に位置づけられており、交通の利便性向上による内陸と沿岸の物流の効率化、観光促進や交流人口の拡大等、今後ますます期待されております。

当市は、国道 343 号と国道 456 号の交差点付近に国道利用者の休憩所や道路情報提供の場として「道の駅」を整備するため、地域住民や関係団体の協力のもと、令和 2 年 10 月に基本構想及び基本計画を策定し、令和 4 年度から実施設計及び敷地造成工事に着手したところです。

また、令和 5 年度には施設建設工事に着手する予定としております。

については、特産物を生かした商品等の提供などによる地域活性化の拠点、沿岸部と内陸部をつなぐ架け橋として地域交流の拠点、さらには防災拠点としての機能も兼ね備えた「道の駅」の着実な整備推進にあたり、引き続き、助言や支援、事業費の確保について要望します。



## 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について

原発事故による放射性物質汚染は、震災から12年を経過した現在もなお、当市に大きな被害を与えております。

牧草、稲わら、堆肥の農林業系汚染廃棄物については処理が進まず、現在、埋設一時保管している汚染された道路側溝土砂、学校校庭等の土砂については、国の処理基準が未だ示されていないことなどにより、市内全域で処理ができない状況にあり、これ以上、一時保管することは極めて困難であります。

このような実態を踏まえ、県においては、次の事項について、迅速かつ万全の措置と明確な方針を示すよう、国並びに東京電力に働きかけるよう要望します。

記

### (1) 原木しいたけ産地再生への支援について

- ① 新規参入者と規模拡大意向者に対しても、震災前の原木価格水準に見合った原木購入費の掛り増し賠償実現に向けた強力な支援を実施すること

- ② 翌年以降の植菌作業に向けての良質な原木の確保の継続と課題となっている植菌適期内の納入実現へ向けた実態に即した支援を実施すること
- ③ 立木等に係る福島県と同様の財物賠償実現に向けた支援を実施すること
- ④ 放射性物質の影響を低減させるために義務付けられている原木しいたけの栽培工程管理の簡素化に向けた支援を実施すること

---

## (2) 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援について

---

- ① 農林業系汚染廃棄物の早期最終処分に向けた技術的・財政的な支援を実施すること
- ② 農林業系汚染廃棄物の保管の長期化に伴う一時保管施設の維持補修助成など保管施設としての機能を保つための全面的な支援を実施すること

---

## (3) 山菜等の風評被害の防止と販売促進支援について

---

産地直売関係者や消費者との食品の安全に関する情報の共有による風評被害の防止及び積極的な販売促進の支援を実施すること

---

---

#### (4) 損害賠償の迅速化について

---

---

- ① 風評被害を含めた損害賠償請求を産地直売関係者などが迅速かつ万全に行うための現地相談員を配置すること
- ② 未払いとなっている行政請求分の支払いを早期に実施すること
- ③ 損害賠償請求に要した事務経費の賠償対象経費への追加をすること

---

---

#### (5) 側溝土砂の処理基準の提示と支援制度の創設について

---

---

放射性物質に汚染された側溝土砂の処理基準の速やかな提示及び汚染土砂の処理に対する財政的な支援を実施すること

---

---

#### (6) 学校施設の校庭などに埋設保管している除染土の処理方針について

---

---

学校施設の校庭などに埋設一時保管している除染土の処理基準を速やかに提示すること

## 一般要望 4

### 水道施設整備と生活用水確保への財政支援について

水道は、市民生活や産業活動に不可欠な社会基盤であり、安全な水道水の安定供給のため、信頼性の高い水道施設の整備と財政基盤の強化が求められております。

当市では、平成29年(2017年)4月に簡易水道事業を水道事業に統合しましたが、地理的条件に恵まれない中山間地域では施設の統廃合が困難な状況にあり、統合に伴う企業債残高と減価償却費の大幅な増加により、財政基盤も大きく弱体化しております。

さらに、人口減少による料金収入の低下や老朽施設の更新需要の増大により、水道事業の経営環境は今後一層厳しくなると見込まれており、経費削減努力のみで必要な資金を確保するのは極めて困難となっております。

また、当市においては、水源の確保が難しく、配水管の延伸による水道供給の技術的、物理的に困難な水道未普及地域では、井戸等の自家水源を使用しており、生活用水確保のため、水質検査や深井戸整備、浄水施設設置に対する助成を行っております。

これは、他の自治体においても同様の制度を設けており、衛生的で安定した生活用水の確保は大きな課題となっております。

については、水道事業の安定経営と市民の衛生環境向上を図るため、

次の事項について要望します。

記

- (1) 過疎及び辺地対策事業債について、旧簡易水道事業と統合した上水道事業の施設更新についても対象経費とするとともに、旧簡易水道事業の高料金対策に要する繰出金について、統合前基準額により地方財政措置を継続するよう国に対し要望すること
- (2) 生活基盤施設耐震化等交付金「水道管路緊急改善事業」の対象となる管路の更新事業について、「基幹管路に布設されている管路」となっている要件を基幹管路以外の配水管も対象とするよう国に対し要望すること
- (3) 水道施設の統廃合により廃止となった施設の撤去に要する費用について、財政支援制度を創設するよう国に対し要望すること
- (4) 当市が行う生活用水確保支援事業に対する財政支援制度を創設すること
- (5) 現在、一般飲用井戸の水質検査受付は、一関地区合同庁舎で月2回行われているが、そのうち月1回は千厩分庁舎でも受付を行うこと

## 一般要望 5

### 流域下水道維持管理負担金の見直しについて

当市では、昭和 56 年度以降、流域下水道事業に関連した公共下水道事業に着手し、人口規模の変動や住宅建設などの状況に合わせ、段階的に計画を見直しながら整備を進めてきております。

しかしながら、事業を取り巻く環境は、着手当時の想定に比べ大きく変化し、特にも人口減少の影響により、有収水量の大きな増加は見込めない状況であり、流域下水道維持管理負担金は関連市町にとっては大きな財政負担となっております。

については、流域関連公共下水道事業を県と関連市町が協力し、安定した経営が図られるよう、次の事項について要望します。

#### 記

- (1) 当市では令和 8 年度までの整備区域を縮小し、また長期計画の見直しを予定していることから、施設や設備の更新にあたっては今後見込まれる処理量に見合った規模となるよう関連市町と事前協議を行い、事業費の低減や平準化に努めること
- (2) 流域下水道維持管理負担金の算定にあたっては、決算分析を十分に行い、利益剰余金の取扱いなども含め、関連市町と協議の上、負担低減に努めること

## 一般要望 6

### 地デジ県内放送の難視聴対策について

当市では、県内の地上デジタル放送が全世帯で視聴可能になるよう国等による施策を活用し、中継所の整備、共同受信施設の新設などの対策を講じてまいりました。

しかしながら、山間部であることに加えて県境に位置することから、県内テレビ放送の受信困難世帯の解消には至っておらず、また、テレビ共同受信組合が保有する施設においては、回線設備などの老朽化が進む一方、施設の改修経費が高額なため、施設改修が困難な状況となっております。

については、総務省が行っているデジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会などの内容を踏まえ、次の事項について国及び放送事業者に働きかけるとともに、財政支援制度を創設するよう要望します。

#### 記

- (1) 受信困難世帯の解消に向けた抜本的な受信対策の検討及び市で実施可能な受信環境改善策への財政支援制度を創設すること
- (2) テレビ共同受信施設の維持管理費及び老朽化に伴う施設改修費に対する財政支援制度を創設すること

- (3) これまで実施してきた受信対策の課題を整理し、住民負担が生じないように配慮した上で新たな受信対策の基盤整備の検討を進めること

フルセグ放送とワンセグ放送の画質の比較  
(IAT ANNスーパーJチャンネル)  
※写真は千葉ロッテマリーンズ 佐々木朗希投手

転載不可



フルセグ放送



ワンセグ放送

## 一般要望 7

### 持続可能な農林業への支援について

#### (1) 水田活用の直接支払交付金の産地交付金の予算配分について



産地交付金は、国から都道府県に対して配分される資金枠の範囲内で交付されておりますが、昨年度、県から一関地方農業再生協議会（構成市町：一関市、平泉町）に対する最終配分（地域枠）は、転換作物拡大加算の廃止等により取組面積が増えたにも関わらず大幅な減額となったため、取組単価を減額変更することとなり、今年度の当初配分（地域枠）においても昨年度と同額となったところであります。

当交付金は、水田の有効活用や稲作と他作物を組み合わせた収益性の高い水田農業の推進、地域の振興作物の支援、耕畜連携による畜産振興など、中山間地を多く抱える当地域における特色を生かした産地づくりの取組に大きく寄与してきたところであり、多年生牧草助成の見直しによる畜産農家への影響とあわせ、その存在がより重要になっていると考えます。

については、今後も特色のある産地づくりに向けた取組を推進するため、次の事項について国に働きかけるよう要望します。

## 記

- ① 地域で活用方法を検討できる産地交付金について、水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成の予算が不足した際に産地交付金の一部を充当する運用を改め、取組面積に応じて当初から十分な予算を確保すること
- ② 産地交付金の大幅な見直しを行う場合は、地域の中心的な担い手や法人などの大規模経営体が営農計画の見直しに対応できるように十分な周知期間を設けること
- ③ 周知期間中の物価高騰など、社会状況が急激に変化し、その状況下で見直しを行った結果、農業者の経営を著しく悪化させることが見込まれる場合は、見直しの撤回や実施時期の再検討など、農業者に寄り添った対応を行うこと

---

## (2) 基盤整備事業の着実な推進と予算確保について

---

当市は、中山間地域を多く抱え、水田整備率は東北の中でも最も低い岩手県平均から更に10%以上低い現状となっております。

中山間地域における基盤整備事業は、生産性の向上に加え、集落営農の組織化や法人化等による担い手の確保、田んぼダム等の取組による防災機能などの効果があり、これからの中山間地域の営農継続に不可欠な事業と考えます。

しかし、中山間地域への事業導入は、費用対効果が低く、現在の採択基準では、事業の採択が困難な状況となっております。

さらに、基盤整備の工事が着工された後においても、必要となる予算に比して年度配分予算が少なく、事業の長期化と事業総額の増大により、地元負担も大きくなる傾向が続いております。

については、中山間地域においても基盤整備事業がこれまで以上に実施できるような採択基準の見直しを含め、基盤整備事業の着実な推進により中山間地域の農業が今後も継続して営まれるよう予算確保について要望します。

---

### (3) 多面的機能支払制度の予算確保について

---

農業・農村の有する多面的機能は、営農活動や農地・農業用水路等の適切な保全活動を通じて発揮されているところです。

多面的機能支払制度においては、平成 27 年度以降、活動組織が策定する計画に基づく交付金が満額交付されず、活動組織の計画的な活動（水路整備等）に支障をきたしております。

については、多面的機能支払制度において、事業費を満額確保するよう国に働きかけるよう要望します。

---

#### (4) 自伐型林業者の育成への支援について

---

当市では、林業就業者の高齢化が進んでいることから、林業の多様な担い手を創出するため、身近な地域の森林の整備を自ら行う自伐型林業者の育成を令和5年度から取り組んでおります。

自伐型林業は、手入れの遅れた森林で定期的な間伐を繰り返し、間伐材収入を得る形態ですが、初期の間伐では、低質な木材の割合が多く、間伐材を搬出するための作業道の整備では収入が得られないことから、就業初期段階での支援が必要です。

については、いわての森林づくり県民税の活用も視野に入れ、間伐や作業道整備、小型重機の購入に係る岩手県独自の支援制度を創設するよう要望します。

## 一般要望 8

### 事業の円滑化ときめ細かな財政支援について

#### (1) 国庫補助申請スケジュールの見直しについて

公立学校施設整備国庫負担金に係るスケジュールは、事業を実施する前年度に建築計画を提出、事業実施年度の4月から5月頃に事業認定申請書を、7月頃に交付申請書を提出し、8月頃に交付決定がされております。交付内示や指令前着工を承認する仕組みが確保されていないため、市町村では交付決定を受けて以降に、入札の執行と契約議決の手続きを行うこととなりますが、一度の入札で落札されずとは限らず、万が一入札不調等の事態が生じた場合は、以降の事業スケジュールに大きく影響することとなります。

また、学校等施設整備の多くは大規模な工事であるため工事期間が長期にわたることや働き方改革に伴う建設事業者の休業日確保等の影響から、事業全体のスケジュールが非常に逼迫する状況となっております。

については、事業の円滑な実施に資するため、可能な範囲で国庫補助申請スケジュールの前倒しを要望します。

---

## (2) 交通指導員設置事業補助金の増額について

---

当市では現在 84 名の交通指導員を委嘱しており、定例の街頭指導、季節運動、交通安全教室、その他市や警察署から要請があった際に、交通安全の保持のために必要な指導及び交通安全思想の普及に係る活動を行っております。

交通指導員は、各種活動にあたり、道路交通法を始めとする専門知識や交通安全指導に係る指導技術を習得しており、当市の交通安全の啓発や交通事故防止を推進する上で重要な役割を担っております。

交通指導員に対する報酬については、県において、交通指導員設置事業補助金により、市町村に対し補助をしておりますが、その補助金額は年々減少傾向にあり、交通指導員の維持に係る市の財政負担は増大しております。

については、市の財政負担軽減と交通指導員の活動の活性化を図るため、次の事項について要望します。

### 記

- ① 交通指導員設置事業補助金について、各市町村の活動実績に応じた交付額となるよう必要な予算額を確保すること

- ② 交通指導員設置事業補助金の対象経費のうち、交通指導員 1 人あたりの勤務日数年度間 90 日までの限度を撤廃し、活動実績に見合った補助事業とすること

---

### (3) 女性活躍のための消防庁舎施設整備に係る財政支援について

---

平成 27 年 7 月の消防庁次長通知において、消防サービスの向上、消防組織の活性化のためには女性消防吏員の活躍を大きく進める必要があります、女性消防吏員の計画的な増員と確保を図るよう示されております。また、消防吏員全体に占める女性消防吏員の全国比率を、令和 8 年度までに 5 % に引き上げることを共通目標としているところであります。

当市では、平成 25 年度から令和 5 年度までに 7 人の女性消防吏員を採用し、令和 8 年度の目標達成に向けて、あと 4 人程度の採用となっておりますが、消防庁舎施設に女性専用の施設整備が必要となり、整備に係る費用の確保が課題となっております。

国においては、当該施設の整備に係る財源として、特別交付税を措置するとしておりますが、その措置率は 0.5 であり、市の財政負担が大きくなっております。

については、当該施設の整備について、県による追加的な財政支援を要望します。

---

#### (4) 東日本大震災に係る災害援護資金貸付金について

---

東日本大震災に係る災害援護資金貸付金は、国と県及び政令市が負担する資金を元に、市町村が東日本大震災の被災者に対して生活を再建するための資金を貸付けた制度であります。市町村において貸付金の回収が不能となっている場合や定められた期限から滞る場合には、市町村が県に対して立替え弁済することとされております。

この貸付金は、所得が一定に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず約定による償還が困難な市民が存在している状況にあり、今後、滞納額が増加し、市の財政運営上重大な問題となることが懸念されます。

現行においても、破産手続きが開始された場合など、回収が困難な事例については、償還免除の要件が定められているところでありますが、強制執行を行った上で回収不能な場合にあっては償還免除の対象とならないなど、実体に照らして償還免除の要件が十分でないと考えます。

については、東日本大震災に係る災害援護資金貸付金の償還について、次の事項について国に働きかけるよう要望します。

## 記

- ① 償還期限を超過して未回収の状態となる災害援護資金の償還について、期間を延長すること
- ② 回収困難な事例に対する償還免除の要件を緩和すること